

国立大学法人信州大学と長野市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と長野市教育委員会（以下「乙」という。）は、長野市における教育についての包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、学校教育、生涯学習の分野で甲と乙が相互に協力し、学校及び地域における教育の充実、発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- (1) 大学の教員養成等の充実に関すること
- (2) 長野市立小中学校及び高等学校の教育の充実と教員の資質向上に関すること
- (3) 長野市立長野高等学校と大学との高大接続に関すること
- (4) 学校教育上の諸課題に対応した調査研究に関すること
- (5) 生涯学習の振興に関すること
- (6) その他甲及び乙が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、締結の日から発行し、有効期間は3年間とする。ただし、当該有効期間に甲乙が連携・協力内容の評価を行った上、双方の合意により、有効期間を延長することができる。

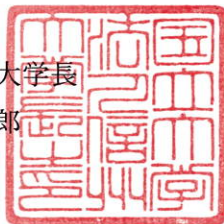
（雑 則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年2月13日

甲 国立大学法人信州大学長
中 村 宗 一 郎



乙 長野市教育委員会教育長
丸 山 陽 一

